

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 役員報酬及び役員退職手当の支給基準（案）

1 地方独立行政法人法の規定

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下、「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 基本的な考え方

地方独立行政法人法の規定の趣旨をふまえ、役員報酬及び役員退職手当の支給基準を定めるにあたっての基本的な考え方を以下のとおりとする。

役員の職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、役員の職責に概ね相当すると考えられる県職員や特別職の給与等のほか、他の特定地方独立行政法人の役員報酬等の状況を参考とする。

評価委員会による法人の業績評価の結果を役員の賞与や退職手当に反映できるようにする。

3 役員報酬の支給基準（案）

(1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

基本報酬（月額）

- ・ 理事長の職務は、法人を代表し、その業務を総理することであり、法人の経営に関わる最終的な責任と権限を有する。県の組織において、このような職責に概ね相当する職員は、病院事業管理者であることから、理事長の基本報酬（上限額）については、当該管理者の給料月額相当とする。
- ・ 副理事長及び理事の基本報酬は、それぞれ県の行政職における部長級（派遣理事）及び課長級（本庁室長）職員の職責に相当するものとして算出する。

理事長	808,000 円の範囲内で理事会が定める
副理事長	647,000 円 "
理事	566,000 円 "

通勤手当 法人職員の例により支給する。

賞与 県の特別職の期末手当の支給基準を参考に定める。

6月	基本報酬(月額) × 1.2 × 187.5/100
12月	基本報酬(月額) × 1.2 × 202.5/100

- 1 基本報酬(月額)については、理事会において役員の職務経験、実績及び職務の困難度その他の要素を総合的に勘案し、特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額に100分の120を乗じた額の範囲内で当該役員の基本報酬(月額)を定めることができる。
- 2 賞与については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を理事長が総合的に勘案し、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。
- 3 職員が常勤役員を兼務する場合は、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。ただし、職員が理事長又は副理事長を兼務する場合に限り、上記の規程に基づく給与とは別に、当該職員の給料月額に、それぞれ100分の10、100分の5を乗じて得た額を、役員報酬規程に基づく基本報酬(月額)として支給する。

(2) 非常勤役員(理事、監事)

非常勤役員手当

他の特定地方独立行政法人及び県立看護大学の支給基準を参考に定める。

理事	日額 30,000円
監事	日額 30,000円

通勤費相当額 法人職員の旅費の例により費用弁償する。

4 役員退職手当の支給基準(案)

役員退職手当は常勤役員のみ支給するものとし、県の特別職及び他独法の支給基準を参考に以下の計算式とする。

$$\text{退職時の基本報酬(月額)} \times 12.5/100 \times \text{在職月数}$$

- 1 役員退職手当については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を理事長が総合的に勘案し、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。
- 2 職員が常勤役員を兼務する場合は、役員退職手当は支給せず、職員退職手当規程を適用する。